

令和5年度
全国生涯学習市町村協議会
総 会

日 時 令和5年7月27日（木）
15時00分～

全国生涯学習市町村協議会

目 次

- P.1 議案第1号 令和4年度事業報告について
- P.3 議案第2号 令和4年度歳入歳出決算について
監査報告
- P.5 議案第3号 令和5年度事業計画（案）について
- P.6 議案第4号 令和5年度歳入歳出予算（案）について
- P.7 議案第5号 役員の改選（案）について
-
- P.9 資料1 令和5年度 会員市町村
- P.11 資料2 全国生涯学習市町村協議会 顧問・世話人
- P.12 資料3 全国生涯学習市町村協議会 会則
- P.15 資料4 全国生涯学習市町村協議会 研修会等補助金交付要綱

1 会議関係

(1) 役員会

〔日時〕 令和4年7月29日（金）14：00～

〔内容〕 総会議事について

(2) 総 会

〔日時〕 令和4年7月29日（金）15：20～

- 〔内容〕
- 1 令和3年度事業報告について
 - 2 令和3年度歳入歳出決算について
監査報告
 - 3 令和4年度事業計画(案)について
 - 4 令和4年度歳入歳出予算（案）について
 - 5 役員の選任（案）について

2 研修会の実施

全国生涯学習市町村協議会研修会等補助金交付の実施

〔令和4年度も令和3年度に引き続き、ブロック別交流会が開催困難であったため、会員市町村が実施する周年事業・記念事業についても対象とした〕

(1) 鹿児島県志布志市

〔事業名〕 創年と学びのまち研究大会 in 志布志（ブロック別交流会）

〔日 時〕 令和5年2月18日（土）12時30分開演

〔会 場〕 コミュニティセンター志布志市文化会館

(2) 京都府亀岡市

〔事業名〕 つながるフェスタ2023 記念講演（ブロック別交流会）

〔日 時〕 令和5年3月18日（土）13時30分開演

〔会 場〕 ガレリアかめおか ※会員市町村向けにオンライン配信も実施

3 ホームページの管理・更新等

- 会員市町村からの情報提供
- 協議会からのお知らせ等

4 共催事業・後援事業

(1) 共催事業

令和4年度は実績無し

(2) 後援事業

- 創年と学びのまち研究大会 in 志布志
〔主催〕 鹿児島県志布志市
〔日時〕 令和5年2月18日(土) 12:30~17:00
〔場所〕 コミュニティセンター志布志市文化会館

 - 佐野市生涯学習フォーラム佐野楽
〔主催〕 栃木県佐野市
〔日時〕 令和5年3月4日(土)、5日(日) 10:00~15:00
〔場所〕 佐野市文化会館

 - つながるフェスタ2023
〔主催〕 京都府亀岡市
〔日時〕 令和5年3月18日(土) 10:30~15:30
〔場所〕 ガレリアかめおか

 - 第21回「生涯学習大賞」受賞者記念講演 第85回コレージュ・ド・カメオカ
〔主催〕 京都府亀岡市
〔日時〕 令和4年10月10日(月・祝) 13:30~15:30
〔場所〕 ガレリアかめおか
- ※ 令和3年度後援許可事業(コロナ対策として令和4年度に延期して実施)

5 記念誌の発行

- 令和4年11月11日発行 500部
会員市町村に3部ずつ配布した他、過去会員市町村や生涯学習都市宣言市町村、文部科学省、都道府県、政令指定都市、(一社)全国元気まち研究会等の関係団体に配布

議案第2号

令和4年度歳入歳出決算

歳入決算額	5,392,447円
歳出決算額	2,176,290円
差引額	3,216,157円

歳入 (単位：円)

科目	予算額(A)	決算額(B)	増減 (B)-(A)	説明
1 会費	1,590,000	1,590,000	0	30,000円×53団体
2 繰越金	3,802,409	3,802,409	0	前年度から繰越
3 雑収入	591	38	△553	預金利息
合計	5,393,000	5,392,447	△553	

歳出 (単位：円)

科目	予算額(A)	決算額(B)	予算残額 (A)-(B)	説明
1 会議費	100,000	10,000	90,000	総会時講演会講師謝礼
2 研修会費	3,400,000	766,000	2,634,000	研修会等補助金 2市
3 事業費	1,000,000	1,105,600	△105,600	記念誌作成
4 手数料	20,000	2,475	17,525	振込手数料等
5 事務費	450,000	292,215	157,785	記念誌校正確認等コピー代・HP管理費・事務用品費等
6 予備費	423,000	0	423,000	
合計	5,393,000	2,176,290	3,216,710	

* 歳入歳出差引残金3,216,157円は、翌年度へ繰り越します。

監 査 報 告 書

令和4年度全国生涯学習市町村協議会歳入歳出決算について、帳簿、領収書及び預金通帳等を審査した結果、歳入歳出いずれも適正に執行されていたことを認めます。

令和5年 **6** 月 **28** 日

監 事 松 川 一 正 
(大空町長 松川一正様)

監 事 湯 元 敏 浩 
(始良市長 湯元敏浩様)

議案第3号

令和5年度事業計画（案）について

全国生涯学習市町村協議会活動の円滑な推進を図るため、令和5年度において次の事業を行うものとする。

1 会議関係

(1) 役員会

〔日時〕 令和5年7月27日（木）14時00分～

(2) 総会

〔日時〕 令和5年7月27日（木）15時20分～

2 研修会等の実施

(1) 全国生涯学習市町村協議会研修会等補助金交付の実施

令和5年度は、令和4年度に引き続き、会員市町村が実施する周年事業や記念事業に対して補助することとする。（例年実施している事業は対象外とする。）

(2) ブロック別交流会の実施

全国を4ブロックに分け、会員相互の交流の機会とするため、ブロック別交流会を実施する。

3 広報活動

(1) ホームページによる広報（事業内容等紹介）

(2) 会員向け各種情報の提供

(3) SNSによる会員相互の情報交換

4 その他

(1) 共催事業、後援事業等の実施

(2) その他本会の目的達成に必要な事業の実施

議案第4号

令和5年度歳入歳出予算（案）について

令和5年度歳入歳出予算について次のとおり承認を求める。

歳入予算額	4,717,000円
歳出予算額	4,717,000円
差引額	0円

歳入				(単位：円)
科目	予算額A	前年度 予算額B	前年度比	説明
			A-B	
1 会費	1,500,000	1,590,000	△ 90,000	30,000円×50団体
2 繰越金	3,216,157	3,802,409	△ 586,252	前年度繰越金
3 雑収入	843	591	252	預金利子等
合計	4,717,000	5,393,000	△ 676,000	
歳出				(単位：円)
科目	予算額A	前年度 予算額B	前年度比	説明
			A-B	
1 会議費	100,000	100,000	0	会議時飲料、講師謝礼等総会費用
2 研修会費	3,400,000	3,400,000	0	補助金600,000円×4ブロック 補助金250,000円×4市町村
3 事業費	500,000	1,000,000	△ 500,000	
4 手数料	20,000	20,000	0	振込手数料等
5 事務費	450,000	450,000	0	郵便代・HP維持管理費・ 事務用品費等
6 予備費	247,000	423,000	△ 176,000	
合計	4,717,000	5,393,000	△ 676,000	

* 歳入歳出差引残金なし。ただし、科目間の流用を認めるものとする。

議案第5号

役員を選任（案）について

役員を選任について、次のとおり承認を求める。

全国生涯学習市町村協議会 役員一覧（案）

（ 敬称略 ）

役職名	新体制 市町村長名	現体制（参考）
会 長	鹿児島県志布志市長 下 平 晴 行	京都府亀岡市長 桂 川 孝 裕
副会長 3 名	千葉県酒々井町長 小 坂 泰 久	千葉県酒々井町長 小 坂 泰 久
	岩手県矢巾町長 高 橋 昌 造	青森県階上町長 荒 谷 憲 輝
	愛知県知立市長 林 郁 夫	鹿児島県志布志市長 下 平 晴 行
理 事 1 2 名	北海道稚内市長 工 藤 広	北海道稚内市長 工 藤 広
	青森県階上町長 荒 谷 憲 輝	—
	岩手県金ヶ崎町長 高 橋 寛 寿	岩手県金ヶ崎町長 高 橋 寛 寿
	—	山形県天童市長 山 本 信 治
	—	茨城県取手市長 藤 井 信 吾
	栃木県佐野市長 金 子 裕	栃木県佐野市長 金 子 裕
	—	栃木県栃木市長 大 川 秀 子
	埼玉県八潮市長 大 山 忍	埼玉県八潮市長 大 山 忍
	埼玉県春日部市長 岩 谷 一 弘	埼玉県春日部市長 岩 谷 一 弘
	長野県茅野市長 今 井 敦	長野県茅野市長 今 井 敦
	京都府亀岡市長 桂 川 孝 裕	—
	広島県東広島市長 高 垣 廣 徳	広島県東広島市長 高 垣 廣 徳
	愛媛県新居浜市長 石 川 勝 行	愛媛県新居浜市長 石 川 勝 行
	福岡県宇美町長 安 川 茂 伸	福岡県宇美町長 安 川 茂 伸
	—	福岡県岡垣町長 門 司 晋
佐賀県多久市長 横 尾 俊 彦	佐賀県多久市長 横 尾 俊 彦	
監 事 2 名	北海道大空町長 松 川 一 正	北海道大空町長 松 川 一 正
	鹿児島県始良市長 湯 元 敏 浩	鹿児島県始良市長 湯 元 敏 浩

任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日（2年）（会則第9条第1項の規定による）

〔参考〕

全国生涯学習市町村協議会会則 関係条文（抜粋）

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

（1）理事 15人以上20人以内（うち、会長1人及び副会長若干名）

（2）監事 2名

（役員を選任）

第7条 理事及び監事は、総会で選任し、理事は、互選で会長及び副会長を定める。

（役員任期）

第9条 本会の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行なう。

（総会の議決事項）

第18条 総会は、次の事項を議決する。

（1）会則の制定及び改廃に関する事

（2）役員を選任に関する事

（3）事業計画及び収支予算の決定に関する事

（4）事業報告及び収支決算の承認に関する事

（5）会長からの提案に基づく役員会の所掌事項

（6）その他本会の運営に関する重要な事項

資料 1

令和 5 年度会員市町村 << 順不同 >>

北海道	稚内市・上士幌町・大空町・浦河町
青森県	階上町
岩手県	葛巻町・軽米町・金ヶ崎町・普代村・野田村・矢巾町
宮城県	七ヶ浜町
秋田県	秋田市
山形県	天童市・朝日町
栃木県	佐野市・大田原市・宇都宮市・栃木市・さくら市
群馬県	高崎市
埼玉県	八潮市・春日部市
千葉県	酒々井町
富山県	富山市・上市町
石川県	金沢市
長野県	茅野市・東御市
岐阜県	恵那市
静岡県	掛川市
愛知県	知立市
三重県	熊野市
京都府	亀岡市
岡山県	岡山市
広島県	東広島市
愛媛県	新居浜市
福岡県	筑後市・柳川市・宇美町・岡垣町・須恵町
佐賀県	多久市
長崎県	平戸市
鹿児島県	奄美市・鹿児島市・姶良市・志布志市・曾於市
沖縄県	那覇市

以上 50 市町村

※令和 4 年度総会からの移動履歴 (順不同)

【退会】

茨城県取手市・長野県泰阜村・岐阜県白川町

全国生涯学習市町村協議会 （4ブロック）

ブロック	8 地方	参加数	協議会への参加市町村	
1	北海道地方	4	稚内市、上士幌町、大空町、浦河町	北海道
		1	階上町	青森県
	東北地方	1	秋田市	秋田県
		6	葛巻町、軽米町、金ヶ崎町、普代村、野田村、矢	岩手県
		1	七ヶ浜町	宮城県
		2	天童市、朝日町	山形県
				福島県
15				
2	関東地方	1	高崎市	茨城県
		5	佐野市、大田原市、宇都宮市、栃木市、さくら市	群馬県
		2	八潮市、春日部市	栃木県
				埼玉県
		1	酒々井町	東京都
	中部地方			千葉県
				神奈川県
		2	茅野市、東御市	山梨県
				長野県
				新潟県
		2	富山市、上市町	福井県
1	金沢市	富山県		
1	掛川市	石川県		
15			静岡県	
3	近畿地方	1	恵那市	岐阜県
		1	知立市	愛知県
		1	熊野市	三重県
				滋賀県
		1	亀岡市	京都府
				大阪府
				兵庫県
	中国地方			奈良県
				和歌山県
		1	岡山市	鳥取県
		1	東広島市	島根県
四国地方			岡山県	
			広島県	
	1	新居浜市	山口県	
			香川県	
7			愛媛県	
4	九州 沖縄地方	5	筑後市、柳川市、宇美町、岡垣町、須恵町	福岡県
		1	多久市	佐賀県
		1	平戸市	長崎県
				大分県
				熊本県
		5	奄美市、鹿児島市、姶良市、志布志市、曾於市	宮崎県
		1	那覇市	鹿児島県
13			沖縄県	
50				

資料2

全国生涯学習市町村協議会 顧問・世話人

(敬 称 略)

役 職 名	市 町 村 長 名
顧 問	秋田県秋田市長 穂 積 志
	栃木県宇都宮市長 佐 藤 榮 一
	群馬県高崎市長 富 岡 賢 治
	富山県富山市長 藤 井 裕 久
	石川県金沢市長 村 山 卓
	鹿児島県鹿児島市長 下 鶴 隆 央
	沖縄県那覇市長 知 念 覚
世 話 人	聖徳大学名誉教授 福 留 強

資料 3

全国生涯学習市町村協議会 会則

(名称)

第1条 この会は、全国生涯学習市町村協議会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、本会に参加する市町村長が、行政における生涯学習の政策研究及び情報交換を行い、並びに会員相互の連携を図ることにより、総合的な生涯学習の政策を推進し、もって住民が主役の生涯学習行政の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 行政における生涯学習の政策研究及びこれに関連する課題等の研究
- (2) 行政における生涯学習の政策に関し、国、県、市町村等への提言
- (3) 会員相互の交流、支援、連携等を図るための活動
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 本会の会員は、第2条の目的に賛同する市町村長をもってその会員とする。

(会費)

第5条 会員は、年額 30,000 円の会費を納入しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、大規模災害からの復興その他の理由により、会費の納入が著しく困難となった場合、申請により会費の納入を減免することができる。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 15人以上 20人以内（うち、会長1人及び副会長若干人）
- (2) 監事 2人

(役員を選任)

第7条 理事及び監事は、総会で選任し、理事は、互選で会長及び副会長を定める。

- 2 理事及び監事は、相互に兼ねることが出来ない。

(役員職務)

第8条 会長は、本会の会務を総理し、本会を代表する。

- 2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により副会長がその職務を代理し、又はその職務を行う。

- 3 副会長は、会長を補佐して、本会の会務を掌理する。

- 4 理事は、会務を執行する。

(役員任期)

第9条 本会の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

(顧問)

第10条 本会には、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会員のうち、都道府県庁所在地及び政令指定都市又はこれらに準ずる市町村長とする。

3 顧問は、役員会の求めに応じて、助言を行う。

(世話人)

第11条 本会には、世話人を置くことができる。

2 世話人は、学識経験者、行政代表者及び会長が適当と認める者とする。

3 世話人は、会長の求めに応じて、本会の運営及び組織一般に関することについて、助言を行うことができる。

(事務局)

第12条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の事務は、会長が属する市町村の職員が行う。

(役員会の招集等)

第13条 役員会は、毎年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるとき、会長は、臨時役員会を招集する。

2 役員会の議長は、会長とする。

(役員会の定足数等)

第14条 役員会は、役員現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の会員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

2 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の構成)

第15条 総会は、第4条の会員をもって組織する。

(総会の招集等)

第16条 通常総会は、毎年1回会長が招集する。

2 臨時総会は、役員会が必要と認めるとき、会長が招集する。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、会長とする。

(総会の議決事項)

第18条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 会則の制定及び改廃に関すること

(2) 役員を選任に関すること

(3) 事業計画及び収支予算の決定に関すること

(4) 事業報告及び収支決算の承認に関すること

(5) 会長からの提案に基づく役員会の所掌事項

(6) その他本会の運営に関する重要な事項

(総会の定足数等)

第19条 総会は、会員現在数の過半数以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の会員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

2 総会の議事は、会員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会計)

第20条 本会の経費は、会費、寄付金等をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 この会則は、平成11年11月11日から施行する。
- 2 本会の設立当初の事業年度は、第20条第2項の規定にかかわらず、平成11年11月11日から平成12年3月31日までとする。

附 則

- 1 この会則は、平成14年5月29日から施行する。
- 2 この会則改正後の第9条の規定は、この規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。

附 則

- 1 この会則は、平成23年6月24日から施行し、平成23年度納入分の会費から適用する。

附 則

- 1 この会則は、令和3年8月4日から施行する。

資料4

全国生涯学習市町村協議会研修会等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全国生涯学習市町村協議会に加入する市町村が実施する研修会等（以下「補助事業」という。）に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(市町村の責務)

第2条 補助金を受け補助事業を行う市町村（以下「補助事業者」という。）は、交付の目的に従って誠実に実施するよう努めなければならない。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を実施する経費のうち、別表に定める経費とする。

(補助金の交付)

第4条 補助金の交付額は、補助対象経費の3分の2以内とし、毎年度予算の範囲内において会長が定める額とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする市町村は、補助金交付申請書（様式1号）を期限までに、次に掲げる書類を添付して会長に提出しなければならない。

(1) 補助事業計画書（様式第2号）

(2) 事業に係る収支予算書

(補助金の交付の決定)

第6条 会長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等により補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに申請者に対し、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 会長は、前項の審査等の結果により補助金を交付することが不相当と認めるときは、速やかに当該申請者に対してその旨を、補助金不交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(補助事業の変更等の承認)

第7条 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（会長が定める軽易な変更を除く。）、中止又は廃止する場合においては、補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第5号）により会長の承認を受けること。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、当該補助事業が完了したとき（中止又は廃止の承認を受けたときを含む）又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、会長が定めるところにより、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書（様式第6号）を、次に掲げる書類を添付して会長に提出しなければならない。

(1) 補助事業実績書（様式第7号）

(2) 収支決算書

(3) 支払いを証する書類の写し

(4) 会長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 会長は、前条第1項の規定により実績報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認

めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第8号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（是正のための措置）

第10条 会長は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業について、これに適合させるための措置をとることを当該補助事業者に対して命ずることができる。

（補助金の交付時期）

第11条 補助金は、第9条の規定により確定した額を補助事業が完了した後において交付するものとする。ただし、会長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第9号）を会長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 会長は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を、補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により取消することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) その他補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は会長の指示に従わなかったとき。

2 前項の規定は、第9条の規定に基づく補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金等の返還）

第13条 会長は、補助金の交付の決定を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 会長は、補助事業者に交付すべき補助金の額の確定をした場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を補助金返還命令書（様式第11号）により命ずるものとする。

（関係書類の整備）

第14条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、かつ、これらの書類等を補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しておかなければならない。

（委任）

第15条 この要綱の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成14年5月29日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和2年7月29日から施行する。

別表（第3条関係）

補 助 対 象 経 費	
区 分	内 容
報 償 費	講師謝礼金、講演料等
旅 費	講師交通費・宿泊費実費弁償等
印 刷 製 本 費	チラシ、ポスター、パンフレット、参加申込書の印刷等
使用料及び賃借料	会場借上げ、設備賃借等

